

租税訴訟事件

マリタックス法律事務所

下記訴訟事例の大半は、弁護士・税理士・企業法務部・管財人・後見人らから、救済申立を受けた事件で、成果を出したケースである。

法人税事件	① 残波役員給与事件	納税者支援調整官に救済申立てをなしたところ、再調査となり、再調査の結果で収集された証拠資料に基づき、過大役員給与の判定基準について <u>最高値基準</u> が採用された。
	② 経理部長2億円横領事件	A社経理部長は、2億円の架空発注をなし、A社から同額を詐取したことにより、被害者であるA社に課税された（日本美装事件）。
	③ 個人保証事件	法人税の個人保証について、否認されたケースである。
	④ セキスイボード訴訟事件	親子会社の間での正当価格を認定した。合理的な原価計算による期末調整方法を相当とした。
	⑤ 積水化学査察請求事件	重加算税のみならず、更正処分取消を実現した。
	⑥ セキスイボード審査請求事件	
	⑦ 三ツ浜汽船事件	タックスヘイブン課税について親会社の費用を主張した事件である。
	⑧ 豊洋汽船事件	同上
	⑨ 食品会社事件	ファブレス企業の業種分類が問題となったケースである。
	⑩ マレーシア南洋材事件	
	⑪ 穴吹審査請求事件	
所得税事件	① 自動販売機スキーム事件	個人がマンション1棟を12月に購入し、自動販売機を設置したケースで、消費税の還付が実現された。
	② 連帯保証履行賠償事件	土地の名義貸をなしたところ、債権者から競売申立を受けたが、所得税法64条2項を主張したケースである。
	③ イオン撤退事件	地主が違約金を取得したが、不動産所得か譲渡所得か問題となった。

	④法人成事件	漁業者が法人成りしたが、法人税申告が否認されたケースである。
	⑤一方親方事件	専属下請が、一人親方で、個人事業主扱いとしていたところ、雇用契約と認定され、源泉税の納付決定処分を受けたケースである。
	⑥ふるさと牧場事件	課税特例が全面的に認められたケースである。
相続税事件	①贈与税審査請求事件(池袋土地事件)	父子間の土地贈与契約がなされたが、未履行であったところ、父Aに愛。人ができて心変わりしたので、受贈者たる子Bが、土地所有権移転登記請求をなし、父Aを訴えたところ、裁判所は贈与契約が有効として、Bを勝訴させた。その後、Bは贈与に基づいて所有権移転登記手続をなしたところ、課税庁が約10億円の贈与賦課税決定をなした。Bは、審判所に審査請求したところ、租税債権は、 <u>贈与契約の効力発生日から消滅時効が進行するものとして</u> 、Bを勝訴させた。裁決時において審判所による国税未払債務合計は約33億円であったが、審判所の勝訴裁決により、一瞬で消えてしまった。
	②小規模宅地評価減訴訟事件	相続人4人が存在するケースにおいて、10か月以内に遺産分割協議が成立しなかったため、相続人の一人Aは、遺言書に従って小規模宅地の評価減の適用をなして相続税の申告をなした。Aは、申告時にあたり、 <u>3年以内の猶予届も選択同意書も提出しなかったが</u> 、4年後に訴訟上の和解で遺産分割協議が成立したため、相続人全員による選択同意書を添付して4か月以内に <u>更正の請求をなしたら</u> 、還付が認められた。
	③土地相続税評価事件	藤山雅行裁判長の下で、収益還元法と取引事例比較法を合計して二分の一とする評価方法を採用した判決がなされた。
	④貸付金申告除外事件(美濃部事件)	貸付金の回収可能性額を評価額として認めさせた。
	⑤低額譲渡贈与税事件	個人が個人へ土地を低額譲渡したケースである。不動産鑑定士が二名出頭して対質尋問し、税理士が三問尋問した。
	⑥うぐいす住宅事件	相続時精算課税制度を利用したケースである。
国際課税事件	①合算課税事件	税務調査において、外国子会社の所得について、親会社所得に合算するよう要求されたが、赤字の別外国子会社との合併を主張し、合算額の減額を認めさせた。また、親会社に対する業務委託料の計上を認めさせた。
	②輸出免税事件	商品取引について、輸出事業者の認定をなした。

	③ 商社取引事件	A社は、台湾の小売店 400 社を集めて、日本で買付けさせ、代金領収証をA社宛のものを利用して、輸出免税の還付を請求したが否認されたケースである。
	④ タシン事件	
	⑤ タシン A 事件	
犯則事件	① 輸出免税刑事事件	中国への化粧品等の輸出を行う商社取引による脱税が摘発されたもので、約 3 億円の不正還付として懲役 5 年の実刑判決を受けた。
	② 法人税ほ脱 幫助罪事件	不告発の幫助犯を起訴した事件について、査察部との不告発合意を主張した。
	③ 水増領収証 事件	埼玉県の手不動産会社A社は、数か所の土地購入について、売買代金領収証、仲介手数料領収証を水増しして受領していた。3 億円の脱税であったが、執行猶予判決を受けた。
	④ 違約金事件	幫助犯の弁護をなし、司法取引をなし、告発させなかった。正犯は逮捕され、懲役 1 年執行猶予 3 年判決となった。
	⑤ 建設業者査 察事件	懲役 1 年、執行猶予 3 年判決となった。建築業登録が取り消しとなった。
	⑥ 貸金業者査 察事件	約 10 億円について無罪となった。個人貸金業者が法人で不動産業を営んでいた。20 億円の脱税所得として起訴された。
	⑦ 人材派遣会 社査察事件	架装派遣の認定を受けた。
	⑧ 船舶人材派 遣会社事件	架装派遣の認定を受けた。
地方税事件	① 老人ホーム 駐車場事件	老人ホームの駐車場は、課税されていたところ、訴訟提起して非課税の判定を受けた。
	② 一番町事件	千代田区一番地のビル敷地の評価について、容積率である行政条件の考慮が間違っていることを指摘したところ、賦課処分全面取消の勝訴判決を得た。
	③ 不動産取得 税事件	医療法人の無料低額診療事業について、約 3 % の生活困窮者割合について非課税を主張したケースである（大阪天王福社会事件判決参照）。
租税手続事件	① 租税調査拒 否事件	税理士が税務調査を拒否したことにより、「帳簿を保存しない場合」に該当するものとし、仕入税額控除が否認され約 40 億円の消費税が追加課税された。行政指導による資料提示要請は、質問検査権行使ではないから、行政手続法 32 条 2 項を適用するべきとして争った。

徴収事件	① 関税徴収調査事件	甲は、ヨーロッパの豚肉輸出会社のコンサルタントで、四国の大手豚肉輸入会社へヨーロッパ豚肉を販売仲介をしていたが、事後調査開始され、関税当局へ協力したが、逮捕された。実質的輸入者は、100億円超の脱税とされ、逮捕された。
	② 馬券事件	年間3万件のネット馬券購入取引をしていたが、一時所得の認定を受け、自宅を売却して納税したが、給与の差押えは免れた。
関税事件	① 関税事後調査事件（実質的輸入者）	豚肉の差額関税事件について、輸入代行会社A社に対し、事後調査がなされ、A社は事務代行で故意のない道具であり、利益を得ていないこと、差額関税制度は、WTO農業協定条約に違反することを主張した。上記の主張が事実上認められ、巨額の脱税事件にもかかわらず、執行猶予判決がなされ、罰金も課されなかった。未必の故意は認定された
登録免許税事件	① 木更津木材事	憲法84条違反の課税として納税者が勝訴した唯一の憲法訴訟である。菊池元登記官の協力を得た。
税理士賠償・懲戒等事件	① 税理士質問検査権虚偽回答事件	破産管財人の質問に虚偽回答をした者に対する助言の責任が追及され、一審で罰金80万円を課されたケースである。二審は控訴棄却となったが、判決日に被告人が死亡した。
	② 税理士資格取消事件	相続税申告書について、同族会社への貸付金を除外したことについて懲戒処分を受けた。
	③ 税理士顧問料返還事件	2年分の顧問料を返還して和解した。